

平成30年 第1回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年1月12日（金）午後1時50分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 議案事項		
	<p>議案第1号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>議案第3号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p>2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p> <p>報告第2号 証明願いに対する証明事項の報告について</p>		
	日程第3 その他		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番 齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵	
	3番 園田 喜久男	4番 恒松 直之	
	5番 星野 賢一	6番 久保 賢一	
	7番 浜川 和久		

出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 吉岡 千紘
	午後 1 時 50 分 開会
局 長	<p>それでは、只今より平成 30 年第 1 回別府市農業委員会総会を開会いたします</p> <p>本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
会 長	<p>さて、本日は、平成 30 年第 1 回別府市農業委員会総会でございます。一昨年、4 月の改正農地法により「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。これらに関する指針に沿って 3 年ごとに検証・見直しを行いますが、単年度の具体的な活動については、「目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき取り組んでまいります。</p> <p>12 月総会の際に指針（案）をお配りいたしておりますが、後ほど、ご意見を頂戴いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。

議 長	<p>ご異議がないようでありますので、2番佐藤委員、7番浜川職務代理者を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「非農地証明願いについて」が2件、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、「農地法第3条の3の規定による届」が2件、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が4件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が15件、「取り消し願い」が2件、報告第1号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が3件、最後に報告第2号「証明願いに対する証明事項の報告について」が1件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第1号の1及び2の「非農地証明願いについて」事務局の一括説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第1号は、非農地証明願いについてです。</p> <p>それでは、申請番号1番より説明いたします。</p> <p>番号1 申請人の住所・氏名、別府市大字別府字野口原△番 ○○○○ 区分、調整区域 申請の土地、大字内竈字御越△番 田(○○用地) △㎡ 場所は通称内竈△組、○○から西へ△m附近です。 申請地の状況、○○用地として 理由は、平成1年12月14日、○○用地(○○用地)として権利取得し転用。 現在も当時のまま○○用地として使用中。</p> <p>番号2 申請人の住所・氏名、別府市大字別府字野口原△番 ○○○○ 区分、調整区域 申請の土地、大字内竈字御越△番 田(○○用地) △㎡ 場所は番号1番の隣です。 申請地の状況、○○用地として</p>

	理由は、平成2年10月30日、〇〇用地（〇〇用地）として権利取得し転用。現在も当時のまま〇〇用地として使用中。
会 長	ただ今、事務局の説明が終わりました。 議案第1号について、何かご意見はございませんか。
委 員	現況ため池となっているが、どういうことでしょうか。
事務局	平成2年に許可を取らなくても但し書きにて、権利の取得をし〇〇の設置後、地目の変更までしなかったものですから今回の申請になりました。
議 長	別にご異議もないようですので、議案第1号の1「非農地証明願いについて」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第1号の2について、何かご意見はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	別にご異議もないようですので、議案第1号の2「非農地証明願いについて」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。
事務局	ご説明いたします。 議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について審議についてです。 番号1番 申請人の住所・氏名 贈与人 別府市大字内竈△番地 〇〇〇〇、職業〇〇 受贈人 別府市大字内竈△番地 〇〇〇〇、職業〇〇 土地の区分は、市街化区域、 届出の土地は、大字内竈字堂面△番 田（畑）△㎡ 場所は、内竈の堂面棚田の一角になります。この土地は農用地区域以外の農地であって、甲種農地、第1種農地に該当しない、生産性の低い農地のため、第2種農地となります。

	<p>譲受人の経営状況 自作面積は、△a（田△a）（畑△a）です。世帯構成は2人、申請の事由は贈与人、相続によって取得した土地であり、農業のことは分らず耕作する予定もない為。</p> <p>受贈人、付近に畑を2筆所有し耕作しているので、今回受贈した農地も耕作に支障はなく、農業経営の規模を拡大したい</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第2号について、何かご意見はございませんか。</p> <p>いつも言う事ですが、こうして3条で農地を購入するというのはいいい事だと思います。</p>
議長	<p>別にご異議もないようですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」のうち、1の「農地法第3条の3の規定による届」、2の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」、について、事務局より一括説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届です。</p> <p>番号1番 申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、大字鶴見字下森山△番 田（田）△㎡外4筆 合計△㎡です。</p> <p>権利の取得日は平成29年10月16日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望はありません。</p> <p>届出の日は、平成29年11月28日です。</p> <p>番号2番 申請人 大字鉄輪△番地 ○○○○</p>

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字鹿ノ首△番△ 田（畑）△m² 外2筆 合計△m²です。

権利の取得日は平成29年10月17日、事由は相続により所有権を取得しました。あっせん希望はありません。

届出の日は、平成29年12月20日です。

続きまして、2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。

番号1番 申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字芳元△番、畑（宅地）△m² 外3筆 合計△m²

場所は通称、実相寺△組、○○の東側になります。

施設の概要は、賃家用地として現状のまま△m²、

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年11月24日です。

番号2番 申請人 東京都中央区八重洲二丁目△番△号 ○○○○、職業○○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字南立石字御堂原△番、田（宅地）△m² 外1筆 合計△m²

場所は通称、堀田△組、○○から西へ△m附近です。

施設の概要は、○○用地として現状のまま△m²、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年12月7日です。

番号3番 申請人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字水車△番、田（雑種地）△m² 外6筆 合計△m²

場所は通称、馬場△組、○○から西へ△m附近です。

施設の概要は、△番は駐車場用地として現状のまま△m²、その他は住宅用地

として木造2階90㎡、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年12月12日です

番号4番 申請人 別府市四の湯町△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字亀川字ヒヤケ△番、畑(宅地)△㎡ 外1筆 合計△㎡
場所は通称、亀川四の湯町△区△組、○○から北へ100m附近です。

施設の概要は、住宅用地として現状のまま△㎡、転用の時期は届出受理後、
専決年月日は平成29年12月15日です

続きまして、3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。

番号1番

譲渡人 別府市幸町△番△号 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市石垣西△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字滝ヶ下△番 田(雑種地)△㎡
場所は通称、鉄輪東△組、○○から西へ210m付近です。

施設の概要は、資材置場用地として1.68㎡、転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成29年11月22日です。

番号2番

譲渡人 福岡県福岡市中央区笹丘△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字南立石△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字大畑△番 畑(雑種地)△㎡
場所は通称、大畑△組 ○○から北東へ180m附近です。

施設の概要は、住宅用地として木造スレートぶき2階建、45㎡ 転用の時期
は届出受理後、

専決年月日は、平成29年11月27日です。

番号3番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字ツツラ△番 山林(畑) △㎡外4筆 合計△㎡
場所は通称竹の内△組、○○の南側付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として11区画△㎡

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年11月27日です。

番号4番

譲渡人 別府市野口中町△番△号 ○○○○、職業○○

譲受人 大分市都町△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字仏ノ本△番 畑(雑種地) △㎡外1筆 合計△㎡
です。

場所は通称堀田△組、○○から東へ60m付近です。

施設の概要は、住宅用地として木造2階建88㎡

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年12月4日です。

番号5番

贈与者 福岡県福岡市中央区薬院△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

受贈者 福岡県福岡市中央区薬院△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、照波園町△番 畑(雑種地) △㎡

場所は通称照波園町△組、○○から南へ160m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として現状のまま△㎡

転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成 29 年 11 月 29 日です。

番号 6 番

譲渡人 別府市古市町△番△号 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字内竈字大新田△番 田(畑) △m²

場所は通称古市町△組、○○から南東へ 200m 付近で、す。

施設の概要は、共同住宅用地として木造 3 階建△棟△戸 △m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 29 年 11 月 30 日です。

番号 7 番

譲渡人 別府市大字鉄輪△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字ダラギ△番 田(雑種地) △m² 外 2 筆 合計△
m²です。

場所は通称鉄輪東△組、○○から南東へ 150m 付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き△m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 29 年 12 月 4 日です。

番号 8 番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

譲受人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字上サ△番 田(畑) △m²

場所は通称小倉△組、〇〇から北へ200m附近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き△m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年12月1日です。

番号9番

譲渡人 福岡県太宰府市都府楼南△丁目△番△号 持分3分の1〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 別府市大字鶴見△番地 持分3分の2 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字西法寺△番 田(駐車場) △m²

場所は馬場町△組、〇〇から西へ20m附近です。

施設の概要は、駐車場用地として現状のまま△m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年12月11日です。

番号10番

貸付人 別府市大字鉄輪△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

借受人 別府市大字鉄輪△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字梶屋△番 田(畑) △m² 外1筆 合計△m²です。

場所は通称北鉄輪△組、〇〇から西へ180m附近です。

施設の概要は、自己住宅用地木造2階建43.47 m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年12月11日です。

番号11番

譲渡人 別府市亀川中央町△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 大分市下郡北△丁目△番△号 〇〇〇〇、職業〇〇

土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、亀川中央町△番 田（宅地）△m²
場所は亀川中央町△番、〇〇から北西へ450m付近です。
施設の概要は、宅地の一部として現状のまま△m²
転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成29年12月12日です。

番号12番

譲渡人 別府市大字内竈△番地 〇〇〇〇、職業〇〇
譲受人 別府市大字内竈△番地 〇〇〇〇、職業〇〇
土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、大字内竈字川原田△番 田（宅地）△m²
場所は通称内竈△組、〇〇の南側です。
施設の概要は、自己住宅用地の一部として木造2階建 115.10 m²
転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成29年12月15日です。

番号13番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 持分2分の1 〇〇〇〇、職業〇〇
譲受人 別府市大字鶴見△番地 持分2分の1 〇〇〇〇、職業〇〇
土地の区分は、市街化区域
届出の土地は、照波園町△番 田（雑種地）△m²
場所は通称照波園町△組、〇〇から南東へ90m付近です。
施設の概要は、進入用道路用地として△m²
転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成29年12月18日です。

番号14番

譲渡人 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇、職業〇〇

譲受人 東京都港区芝△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字岡△番 田（荒地）△m² 外4筆 合計△m²です。

場所は通称小倉△組、○○から北へ120m付近です。

施設の概要は、通路及び資材置場用地として△m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年12月21日です。

番号15番

譲渡人 奈良県奈良市帝塚山中町△番△号 持分2分の1 ○○○○ 外1

名、職業○○

譲受人 大分市中央町△丁目△番△号 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は大字鶴見字上森山△番 畑（雑種地）△m²

場所は通称実相寺△組、○○から南東へ200m付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として9区画△m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年12月22日です。

取り消しが2件です。

初めの事案は10月総会にてご報告しました案件の取消しです。

取り消し

譲渡人 別府市大字鉄輪△番地 持分4分の1 ○○○○ 外3名、職業○○

譲受人 宇佐市大字四日市△番地 ○○○○、職業○○

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は大字野田字ソノ田△番 畑（雑種地）△m²

施設の概要は、共同住宅1棟及び駐車場用地として△m²

転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成29年8月23日です。

取消し年月日は、平成29年12月18日です。

	<p>次は 12 ページの番号 14 でご報告した案件の取消しです。</p> <p>取り消し</p> <p>譲渡人 別府市大字鶴見△番地 ○○○○、職業○○</p> <p>譲受人 東京都港区芝△丁目△番△号 ○○○○、職業○○</p> <p>土地の区分は、市街化区域</p> <p>届出の土地は、大字鶴見字岡△番 田（荒地）△㎡ 外 4 筆 合計△㎡です。</p> <p>場所は通称小倉△組、○○から北へ 120m 付近です。</p> <p>施設の概要は、通路及び資材置場用地としてとして△㎡</p> <p>転用の時期は届出受理後、</p> <p>専決年月日は、平成 29 年 12 月 21 日です。</p> <p>取消し年月日は、平成 29 年 12 月 27 日です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。</p> <p>最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 1 号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について</p> <p>番号 1 番</p> <p>申請者の住所・氏名 大分市大字森町△番地 ○○○○</p> <p>開発区域 別府市大字鉄輪字井手添△番の一部 外 1 筆 合計△㎡</p> <p>場所は北鉄輪△組、○○の西側になります。</p> <p>都市計画区域は市街化区域、第一種住居地域です。</p> <p>開発目的 長屋住宅△棟</p> <p>事務局の所見 申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処して下さい。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>番号 2 番</p>

申請者の住所 別府市上野口町△番△号 〇〇〇〇
開発区域 別府市大字北石垣字祝保△番の一部 合計△㎡
場所は中須賀東町△組、〇〇になります。
都市計画区域は市街化区域第一種住居地域です。
開発目的 地域交流センター

事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

番号3番

申請者の住所 山口県美祢市伊佐町伊佐下田△番地1 〇〇〇〇
開発区域 別府市大字亀川字向平△番 外23筆 合計△㎡
場所は〇〇から南西へ150m附近です。
都市計画区域は市街化区域です。
開発目的 農業、林業及びそれに付帯する福祉事業予定

事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

次に、報告第2号「証明願いに対する証明事項の報告について」事務局の説明を求めます。

報告第2号 証明事項に対する証明事項の報告について
平成29年7月1日～平成29年12月30日までの報告です。

番号1 大字内成字コカノ原△番 外3筆 原野 地積△㎡ 〇〇〇〇

番号 2 大字内成字コカノ原△番 原野 地積△㎡ ○○○○の 2 件の理由は
非農地証明書

番号 3 大字鶴見字蓮台寺△番 外 13 筆 田 地積△㎡ ○○○○

相続税の納税猶予に関する適格者証明です。

以上 3 件です。

次のページは諸証明事項別処理状況です。これは前ページをまとめたもので
ので、ご確認下さい。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項
でございますので、ご了承ください。

最後に、その他ですが、先月の総会の際に「農地利用の最適化の推進に関す
る指針」(案)をお配りし、本日、ご意見をいただくということで申し上げまし
たが、事務局の方で若干、文言を訂正した指針(案)をお配りいたしてありま
すので、順をおって、ご意見をいただきたいと思えます。

なお、この指針の策定には推進委員として意見を述べ、農業委員は必ず推進
委員の意見を聴かなければなりません。

また、推進委員は、農業委員の指針を踏まえて現場活動を行わなければなり
ませんので、慎重審議の上、決定することを申し添えておきます。

まず、1 ページの「第 1 の基本的な考え方」からですが、事務局が読み上げま
すので、文言などの訂正及び追加について、ご意見等がございましたらお願い
します。

局 長

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の
改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用
の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

別府市においては、市街化区域の平地と中山間が混在しており、農業振興
地域が 3 地域、また地形が扇状地のため傾斜地を利用した棚田も多く、市街化
区域と農業振興地域に挟まれた市街化調整区域で、それぞれの地域によって
農地の利用状況や地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策
の強化を図ることが求められている。

	<p>特に、中山間では、稲作を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念され</p> <p>ていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、農業振興地域では、担い手への農地利用の集積・集約化において、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>以上のような観点から、地域の強み活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、別府市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。</p> <p>なお、この指針は、平成25年12月に国が「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割に拡大することを目標に掲げたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。</p> <p>また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。</p>
議 長	第1の基本的な考え方について、ご意見等、ございませんでしょうか。
浜川委員	真ん中へんに「以上のような観点から、地域の強み」と有りますが地域の強みとは具体的に何なのですか。
局 長	それぞれの地域で中山間地や農業振興地域で稲作や施設野菜などをさします。
事務局	補則ですが内成は棚田の景観であったり、天間はコンニャクや広い農地、東山は広域で観光資源などがあるというところであります。
浜川委員	ちょっと文言が強いなと思いましたので、たとえば「地域の特性」などにしたらもう少し柔らかくなるかなと思い質問しました。
会 長	今、「地域の強み」を少し柔らかく「特性」に変えてはどうかという意見がでしたが、意見ですから「特性」に変えたいと思いますが、いかがですか。
齊藤委員	「特徴」もいいのではないのでしょうか。
会 長	「特徴」という意見も出ました。
神尊委員	「特徴」か「特性」がいいと思います。

会 長	「特性」の方が良いですね。では「地域の強み」を少し柔らかく「特性」に変えたいと思います。他にないでしょうか。
委 員	意見なし。
会 長	他にご意見もないようですので、一部変更して決定したいと思います。2ページの「第2の具体的な目標と推進方法の1 遊休農地の発生防止・解消について」を事務局の読み上げ後、ご意見をお願いします。
局 長	<p>第2 具体的な目標と推進方法</p> <p>1 遊休農地の発生防止・解消について</p> <p>(1) 遊休農地の解消目標</p> <p>現状として、29年7月の改選期、管内の農地面積 353ha、遊休農地面積 18.5ha。遊休農地の割合、5.2%。3年後の32年3月の目標ですが、管内の農地面積 353ha、遊休農地面積 18.0ha。遊休農地の割合、5.1%。35年3月の目標ですが、管内の農地面積 353ha、遊休農地面積 17.5ha。遊休農地の割合、5.0%。3年間で0.5haずつ、遊休農地の発生防止・解消ということであげさせていただきました。ちなみに国の目標ですが、0%で、遊休農地が無くなることを国は目標としております。</p> <p>次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法</p> <p>①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について</p> <p>農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用」に基づき実施する。</p> <p>なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。</p> <p>利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。</p> <p>利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映させ、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。</p>

	<p>②農地中間管理機構との連携について</p> <p>利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。</p> <p>③非農地判断について</p> <p>利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。</p>
議長	遊休農地の発生防止・解消について、ご意見等、ございませんでしょうか。
浜川委員	一ついいですか農地情報公開システム（全国農地ナビ）はどのような物で、いつごろ稼働できるのですか。
会長	事務局お願いします。
事務局	<p>パソコン上で遊休農地の情報が判るようになるという物でございますが、今年度は全く用意が出来ていません。来年度いっぱい稼働できればと思っております。</p> <p>現在農地情報システムを全国一律の新システムに移行していますが、全国的に不具合があり、稼働できていないので、その新システム稼働後に農地情報公開システムの稼働になります。</p>
会長	<p>ナビは国の方針ですが、事務局の説明でもう少し時間が掛かるとの事ですので、稼働できましたらお知らせするようにしてもらいたいと思います。</p> <p>なかなか難しくありますが、あくまでも計画を立ててやりましょうという事ですので、計画のどなりに出来るかわかりません。国・県の方針でございますので、ご協力をお願いいたします。</p>
議長	遊休農地の発生防止・解消について、ご意見等、ございませんでしょうか。
議長	別にご意見もないようですので、3ページの「2担い手への農地利用の集積・集約化について」事務局の読み上げ後、ご意見をお願いします。
局長	<p>2 担い手への農地利用の集積・集約化について</p> <p>（1）担い手への農地利用集積目標</p> <p>現状として、29年7月、管内の農地面積 353ha、集積面積 18.9ha。集積率、</p>

5.4%。3年後の目標、管内の農地面積 353ha、集積面積 37.8ha。集積率、10.7%。35年3月の目標ですが、管内の農地面積 353ha、集積面積 75.6ha。集積率、21.4%。これは、3年ごとに200%、2倍ずつ集積面積を増やすということであげさせていただきました。

ちなみに、この集積率ですが、先ほど基本的な考え方の中で、国が35年度までに全農地の8割に拡大することを目標に掲げていますが、別府の場合は21.4%という目標をあげさせていただきました。

続きまして、担い手の育成・確保です。29年4月の現状です。総農家数が433戸、うち主農業家数が39戸。担い手、認定農業者の個人が35経営体、法人が1経営体。認定新規就農者が1経営体。3年後の目標が、総農家数が424戸、主農業家数42戸。認定農業者の個人で38経営体、法人が2経営体。認定新規就農者が2経営体。35年3月の目標です。総農家数が416戸、うち主農業家数が46戸。認定農業者個人が41経営体、法人が2経営体。認定新規就農者が3経営体。

ちなみに総農家数ですが、高齢化等の事情による減少を前提に、2%ずつの減少であげさせていただきました。それから、主農業者数ですが、こちらは逆に、10%増やして頂けないかということで、あげさせていただきました。認定農業者の個人の場合、これも3年ごとに10%アップを目指していただきたいと思います。法人につきましても、3年ごとに1経営体ずつふやしていただければということで、この数字をあげさせていただきました。

次に(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、集落説明会や農業者への営農に関する意向調査での意見等を通じて、農業者の意思と地域の状況を考慮した実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

②農地中間管理機構等との連携について

市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について状況把握を行い、

	<p>「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。</p> <p>③農地の利用調整と利用権設定について</p> <p>管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用の調整と利用権の再設定の推進に協力する。</p> <p>また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。</p> <p>④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い</p> <p>農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担い手への農地利用の集積・集約化について、ご意見等、ございませんでしょうか。農地の集積・集約をするにはまず貸せる農地を確保しなければなりません、農地パトロールなど今後の活動の課題であると思っています。</p>
浜川委員	<p>③農地の利用調整と利用権設定についてですが、先般東山パレットの役員会にお邪魔させて頂いたのですが、役員の方から「特に中山間地域では集落営農という方法に頼っていかなければならないのももう少し市に集落営農に力を入れてもらうように、市の行政に協力を働きかけてもらいたい。」と言われたのですが、今後農業委員会と市の行政の棲み分けはどのように考えたらいいか教えて頂きたいと思います。</p>
会長	<p>その件については、今後、農業委員会と農林水産課、べっふ日出農業共同組合の3者で、今後の方向付けだけ、たとえば、地域ごとの取組みなどを話し合いながら決めていければと思っています。その時には推進委員と農業委員が協力して取り組んで頂きたいと思っています。</p>
会長	<p>3 ページなどの集積率や担い手などの数字を目標に推進委員だけでなく農業</p>

	委員も一緒にこの数字に近づけるようにまた、追い抜くように皆さんと協力して頑張っていこうと思います。認定農業者の数字はこの程度は増やしていいのではないかと思うのですが、数字的に難しいのであれば訂正をしなければなりません、ご意見はございませんか。
彌田委員	いいですか、目標という事で良いかなと思っていたのですが、農家個数などもこの10年で極端に減るのではないかと思っているので、現実的には不可能ではないでしょうか。集積の面積や農家個数ももう少し減るでしょうし、遊休農地発生防止の現状維持も難しいのではないのでしょうか。
久保委員	私も彌田委員の意見に賛成です。
局長	私もこのへんがよく判らなかったので、5反ずつ3年間で減らせば、3年後にまた考え直せばと思ったのですが、数字もどの位にすれば良いかお願いいたします。
会長	一応農業委員会の立場として、鋭意努力をしていかなければならないと思っています。新規就農や法人の誘致などで努力し、数字はある程度減らしても、別府が0というわけにはいきません。
局長	遊休農地の解消目標も5.2%、5.1%、5.0%としておりますが、国の目標は0%です。私も判らなかったので、徐々にという数字を入れさせて頂きましたがこの数字もお願いいたします。また、担い手への農地利用集積目標の国の目標は80%です。これについても不可能であるので、2倍2倍とさせて頂きました。この数字についてもお願いいたします。この目標が決まったら、推進委員の皆さんは目標に向かって活動して頂くこととなります。難しいとは思いますがよろしくお願いいたします。
伊藤委員	新規就農面積が4反以上ですが、4反を減らしてどうでしょうか。昔は半農・半漁といいましたが、農業をやりたいくても、農業だけでは生活出来ないの、働きながら就農できるように、3反、2反位に減らしてはどうでしょうか。
会長	4反は下限面積というのですが、1反2反にすると企業が入って、初めの3年位農業をして、その後転用する可能性があるので別府は4反にしています。下限面積を少なくしている市もありますが、その代わり厳しい基準を設けています。何年か置きの見直しの時に別府市が4反から2反にする事は無いと思いま

	<p>すが、下限面積は農業委員会の総会決定事項ですから、今後話し合っていきたいと思います。利用権の設定もありますから進めて頂きたいと思います。</p>
神尊委員	<p>自分の地区は60歳前後の人でも、全くやる気がない人がいる。出し手はいても受け手がいない。</p>
局長	<p>12月総会で、出し手、受けての戸別訪問をお願いしておりますので、状況を聞いて頂き、皆さんで情報共有をしていければと思います。</p>
会長	<p>条件にあった農地があれば、公募という方法もあります。1人で悩まず、農業委員もいますし、私や事務局と一緒に相談にのります。農協や農林水産課、中間管理機構の力も借りながら一緒に活動していきましょう。</p> <p>3ページの数字ですが、29年度はいいので、3年後の目標はどういたしましょうか。</p>
彌田委員	<p>担い手は何とかかなと思います。集積率はこんなに増えるのかなというのと、遊休農地の解消面積が問題だと思います。この数字に市街化区域は入っているのですか。</p>
局長	<p>入っていません。</p>
会長	<p>では、事務局からまた説明があると思いますが、この件は2月総会でまた協議したいと思います。では、最後に4ページの「3新規参入の促進について」事務局の読み上げ後、ご意見をお願いします。</p>
局長	<p>3 新規参入の促進について</p> <p>(1) 新規参入の促進目標</p> <p>平成28年度実績、新規参入者数1経営体、面積0.28ha。3年後の目標です。新規参入者数3経営体、面積1.20ha。さらに35年3月の目標、新規参入者数6経営体、面積2.40haです。別府の場合は、4反以上が農業者として認定されますので、32年3月目標は40aの3経営体で1.2haとし、35年3月はそれをまた2倍、2.4haとあげさせていただいております。</p> <p>(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法</p> <p>①関係機関との連携について</p> <p>県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて</p>

	<p>現地見学や相談に応じる。</p> <p>②新規就農フェア等への参加について 市、農協等と連携し、新規就農フェア等に参加することで情報の収集に努める。</p> <p>③企業参入の推進について 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。</p> <p>④農業委員会のフォローアップ活動について 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の調整を図るとともに、将来の担い手を育てる役割を担う。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	新規参入の促進について、ご意見等、ございませんでしょうか。
伊藤委員	農協がアルバイトを雇って、遊休農地で就農させてはどうか。そうすれば最低補償があり、遊休農地の解消になるのではないかと。
会長	確かJAは稲刈りなど手伝っていたのではないかと。
大野泰徳委員	農協改革の一環で年間を通して、農協の雇用にてお手伝いをして頂いております。ただ初めての方ばかりですが現在も3人来て頂いております。 研修をするのが目的ですが、大変助かります。
議長	<p>新規就農についても、農業委員会として何らかのアクションをしなければならないのではないかと考えていますので、農協や行政と協議していきたいと思っています。</p> <p>他市の指針も皆さん見ていただきたいと思いますので回します。</p> <p>指針としての目標を立て、努力をした上で出来ないのはしょうがないのではないのでしょうか。14名が一丸となって協力してやっていこうと思いますので、ご協力をお願いいたします。局長に補則説明をお願いいたします。</p>
局長	これは法律で定められたもので、ホームページでアップしなければなりませんので、来月2日の総会にて、各自お考え頂きこの位の目標であればという数字をお考えいただければと思います。

議 長	<p>制度改革によって、皆さんにいろいろな事を強いらなければならなくなっております。皆さんの知恵を出し合ってこう決まって、こうやって行こうよということになっておりますので、ご苦勞を掛けますが、農業委員会の目標に向って進まなければなりません。集落説明会も始まりますから地元の意見も聞きながらやって行こうと思っております。来年の予算で名刺なども作って戸別訪問に力を入れたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、先月の 18 日に県農業会議の農地利用集積会議が開催され、局長が出席しましたので、その内容について報告します。</p>
局 長	<p>集積会議に出席いたしましたので、その主な内容についてご報告いたします。</p> <p>お手元に農地利用集積・集約化に向けた定期検討会開催要領（案）とモデル地区設定による農地の集約化推進運動 実施要領（案）を配布いたしておりますが、まず、定期検討会開催要領（案）からご説明いたします。</p> <p>昨年、11 月 7 日に東部振興局管内の農業委員会地区別セミナーにおいて、「担い手への農地利用集積・集約化の促進に向けた農業委員会と農地中間管理機構等の関係機関との連携強化に関する統一方針が示され、担い手への農地の利用集積・集約化をより積極的に進めていくこととなりました。</p> <p>そこで、農業委員会が収集した農地に関する情報を関係機関と共有し、農地利用集積・集約化に向けた協議を行い、マッチングにつなげていくことを目的に定期検討会を開催し、その内容につきましては、地区ごとの農地集積進捗状況を確認、12 月総会の際に全委員にお渡しいたしました「戸別訪問聞き取り用紙」「農地の出し手・受け手に関する状況報告書」の内容報告・今後の対応協議、次回検討会協議事項の確認を定期的実施してほしいというものであります。</p> <p>参集範囲といたしましては、農業委員・推進委員とその他として農林水産課・県振興局・中間管理機構・JAなどを含めた検討会をとのことであります。</p> <p>私の方からは、別府市には中山間地域が多く、農業振興地域は天間・内成・東山地区の 3 地域であること、また他の市町と比較し、農地面積が、狭いことなど別府市の状況について説明いたしました。</p>

また、定期的に検討会を実施してほしいということではありますが、推進委員さんが戸別訪問し、農地の出し手・受け手が常時おられることは予測できないため、総会の際に定期的になるのか不定期で実施するかなど決定していただくということの説明をいたしております。

検討会の参集範囲ですが、先ほどご説明いたしました団体等につきましては、あくまでも（案）でありますので、参加団体についてもご協議願うということをお伝えしております。

この件につきましては、2月中に県農業会議が各市町村の方針を聞き取るということでもありますので、2月総会の際に皆様にご協議願ひ、決定していただきたいと考えております。

次に、モデル地区設定による農地の集約化推進運動実施要領（案）でございますが、目的として、大分県が中山間地域を多く抱えていること、権利関係の交換の必要性などもあり、農地の集積は進んでも集約化が出来ていない状況にあります。

農地の集約化は、担い手への今後の農業経営を考えた場合、集積活動と併せて進めなければならない取り組みとなっております。

そこで、全ての農業委員会において農地の集約化を進め、将来的に他地域へ波及・横展開させていくことを目的にモデル地区を設定し、集約化に向けて取り組むこととする。

次に、モデル地区の設定方法ですが、市内で集約できる可能性のある地区を1地区選定し、集約する面積、品目は問わない。

モデル地区の選定にあたっては、農林水産課と協議のうえ、決定するとともに、「農業経営者間の利用権交換運動」推進要領も参考にしつつ選定する。

必要に応じて、モデル地区として考える地区の担い手代表者等から意向を聞き取る。

次に、モデル地区の設定時期ですが、平成30年2月28日までに設定。

モデル地区での集約化の取り組み開始・完了時期ですが、平成30年度当初より取り組みを開始し、30年度中の集約化完了を目標に推進・調整する。

モデル地区設定後の取り組みですが、市内関係者及び県段階の関係者との協

議。

モデル地区の担い手、農地所有者等との協議。

モデル地区を担当地区に持つ農地委員を中心に必要に応じて農業委員も加わり実施する。

協議が整い次第、利用権交換等による権利の設定・集約化の完了の運びとなります。

最後に、推進体制の参考として、農業委員会・農林水産課・大分県・東部振興局・県中間管理機構・JAなどで組織となります。

総会で報告し協議を行う旨、伝えました。

担い手への農地の集積・集約化によるモデル地区の設定が可能であるかどうか、こちらの件につきましても2月総会の際にご協議願えればと考えております。

以上でございます。

議長 事務局の説明が、終わりましたが、集積・集約に向けた検討会及びモデル地区設定による農地の集約化に関しましては、推進委員の皆様にとりましても現場での活動で、重要な案件となりますことから、是非、ご意見を伺いたと思います。

また、荒廃農地の利用意向調査に伴う非農地通知の案件について、ご審議願いたいと存じますので、恐縮ですが、来月2日開催の2月総会に推進委員の皆様に出席願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

モデル地区につきましては、出来たら東山地区にお願いして、来年以降、別府を7地区とするのか4地区で分けるのか、今後協議したいと思っております。

大野泰徳推進委員いかがでしょうか。モデル地区についても農業委員会が中心となって農協と農林水産課と一緒にやっていきたいと考えています。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

会長 一つ私からお願いがあります。農業委員の総会には必ず出席して下さい。

冠婚葬祭はしょうがありませんが、大事な事を決めていきますのでよろしく願いいたします。

ほかにないようでありますので、これで終了いたします。
これにて散会いたします。
お疲れ様でした。

午後4時10分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 2 番 委 員 印

署名委員 7 番 委 員 印